

参 考 資 料

用語解説

【 あ行 】

◆アセットマネジメント

資産管理のこと。水道においては、「水道ビジョンに掲げた持続可能な水道事業を実現するために、中長期的な視点に立ち、水道施設のライフサイクル(施設整備から維持管理、撤去まで)全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営する体系化された実践活動」を指している。

◆アンモニア態窒素

水中のアンモニウムイオンに含まれる窒素のことで、有機窒素化合物の分解、工場排水、下水及び、し尿の混入によって生ずる場合が多い。浄水処理では塩素処理や、生物化学処理によって分解され減少するので、処理工程の管理指標として重要な項目である。

◆一日最大給水量

年間(4月1日から3月31日まで)の1日給水量のうち最大のもの。

◆一日最大取水量

年間(4月1日から3月31日まで)の1日取水量のうち最大のもの。

◆入間市環境基本計画

入間市の良好な環境を保全・創造し、次の世代も含めた市民が快適に暮らすことができるような各種の施策を推進するための計画。

◆入間市行政改革長期プラン

入間市行政の改革方針・改革内容などの考え方やその方向性を示すもの。

◆入間市人口ビジョン2015

入間市における人口の現状を分析し、取り組むべき人口減少対策の方向性と目指すべき人口の将来展望を示しているもの。

◆入間市地球温暖化対策実行計画〈事務事業編〉

市役所の事務および事業に関し、温室効果ガスの排出を削減するための計画。

◆インバーター方式

ポンプ等電動機の回転数を制御し、不要な電力を省くことで高効率運転を可能とする方式。

◆応急給水

地震、濁水及び配水施設の事故などにより、水道による給水が出来なくなった場合に、被害状況に応じて拠点給水、運搬給水及び仮設給水などにより、飲料水を給水すること。

◆OJT(おーじえーていー)

On the Job Trainingの略。職場において、上司、先輩などが部下・後輩などに対し、日常の業務を通して、必要な知識や技術等を計画的・継続的に指導することで全体的な業務処理能力を育成すること。

【 か行 】

◆環境マネジメントシステム

組織体が自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成にむけて取組んでいくことを環境マネジメントといい、環境マネジメントを実施するための組織、手順、プロセスなどのこと。

◆企業債

地方公営企業[※]が行う建設、改良等に要する費用に充てるために国等から借りた資金。

※地方公営企業：地域内の行政を行う公法人である地方公共団体が経営する企業。経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進することを経営の基本原則とし、その経費は、原則として当該企業の経営に伴う収入をもって充てることとしている。

◆企業債償還金

国や地方公共団体金融機構からの借入金のうち返済する元金相当額。

◆給水収益

水道料金として収入となる収益。

◆給水人口

給水区域[※]内に居住し、水道により給水を受けている人口。給水区域外からの通勤者や観光客は給水人口には含まれない。

※給水区域：水道事業者が厚生労働大臣の認可を受け、一般の需要に応じて給水を行うこととした区域。

◆緊急連絡管

災害などの緊急時に他の水道事業者と相互に応援給水するために、近隣の市等と連結している水道管。

◆グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。

◆経常収支比率

当該年度において、料金収入や水道利用加入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標。算定式は、経常収益÷経常費用×100となり、この数値が100%を超える場合は単年度黒字を、100%未満の場合は単年度赤字を表すことになる。

◆経年化資産

健全資産^{※1}と老朽化資産^{※2}の中間段階で、法定耐用年数を超過し、更新時期に来ている資産。

※1 健全資産：法定耐用年数を超過していない資産で、継続使用が可能と考えられる資産。

※2 老朽化資産：法定耐用年数から一定の期間を超過し、故障等を未然に防止するためには速やかに更新すべき資産。

◆減価償却費

施設の整備に充てた費用を一度に費用とせず、施設ごとに定められた耐用年数に応じて毎年費用を計上するもの。また、費用の計上の際に実際の現金支払いは伴わない。

◆建設副産物

建設工事に伴って発生する廃棄物（コンクリート塊、アスファルト塊など）や土砂などの総称。

◆高度浄水処理

通常の浄水処理では十分に対応できない臭気物質、トリハロメタン前駆物質^{※1}、色度^{※2}、アンモニア態窒素、陰イオン界面活性剤^{※3}などの処理を目的として、通常の浄水処理に追加して導入する処理のこと。

※1 トリハロメタン前駆物質：浄水場における塩素処理や消毒のための塩素添加によってトリハロメタンを生成する有機物。

※2 色度：水中に含まれる溶解性物質及びコロイド性物質が呈する黄褐色の程度のこと。

※3 陰イオン界面活性剤：界面活性剤のうち、水溶液中で電離して活性剤の主体が陰イオンになるもの。工場排水、家庭排水等の混入に由来し、水中に存在すると泡立ちの原因となり、汚濁の重要な指標である。

【 さ行 】

◆雑収益

営業外収益の内、勘定科目がなく重要性の低い収入を計上する勘定科目。

◆残留塩素

水に注入した塩素が、消毒効果をもつ有効塩素として消失せずに残留している塩素。水道では給水管内の生物再増殖を防止し、微生物的安全性を確保する必要があるため、消毒剤の残留性が不可欠である。

◆資金ショート

資金が手元になく、資金繰りが立ち行かなくなること。

◆資産減耗費

固定資産除却費^{※1}と棚卸資産減耗費^{※2}に分類され、資産の滅失・紛失・価値の下落を反映させる費用。

※1 固定資産除却費：物品や建築物などの固定資産を廃棄するときには、その帳簿価格を除かなければならない。これを除却というが、除却の際にこの固定資産のまだ減価償却されていない額を計上するための費用。

※2 棚卸資産減耗費：棚卸資産において、破損や紛失などで実際の数量が帳簿上のものと一致しないことや、資産としての価値を失うことがある。実地棚卸によって上記のようなことが確認されたとき、一致しない額を計上するための費用。

◆支払利息

営業外費用の一つで、企業債、他会計からの借入金、一時借入金等について支払う利息。

◆資本的収支

施設の建設改良に関する投資的な収入と支出。収入は企業債や国庫補助金など、支出は施設の建設改良費や企業債償還金などがある。

◆収益的収支

経営活動に伴って発生する収入と支出。収入は給水収益や水道利用加入金など、支出は施設の維持管理費や人件費などがある。

◆重要度区分

水道施設耐震工法指針・解説2009年版より、水道施設の重要度は下表のとおり区分されている。

表1 水道施設の重要度の区分

水道施設の重要度の区分	対象となる水道施設
ランクA1の水道施設	表2に示す重要な水道施設のうち、ランクA2の水道施設以外の水道施設
ランクA2の水道施設	表2に示す重要な水道施設のうち、次の1)及び2)のいずれにも該当する水道施設 1)代替施設がある水道施設 2)破損した場合に重大な二次被害を生ずるおそれが高い水道施設
ランクBの水道施設	上記ランクA1、ランクA2以外の水道施設

表2 重要な水道施設

重要な水道施設	(1)取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設及び送水施設 (2)配水施設のうち、破損した場合に重大な二次被害を生ずるおそれが高いもの (3)配水施設のうち、(2)の施設以外の施設であって、次に掲げるもの (i)配水本管(配水管のうち、給水管の分岐のないものをいう。以下同じ。) (ii)配水本管に接続するポンプ場 (iii)配水本管に接続する配水池等(配水池及び配水のために容量を調節する設備をいう。以下同じ。) (iv)配水本管を有しない水道における最大容量を有する配水池等
---------	--

◆消毒副生成物

消毒の際の副次反応によって生成される物質。

◆水管橋

河川などを横断するときに設ける管路専用の橋。

◆水利権

河川水のような公水を独占排他的に使用する権利。

◆ステークホルダー

事業活動によって影響を受ける人や団体などの利害関係者。

◆損益勘定留保資金

収益的収支における費用のうち、減価償却費など現金の支出を伴わない費用の合計額であり、内部留保資金として資本的収支の補填財源として使用できる。

【 た 行 】

◆第6次入間市総合計画

平成29年度から平成38年度までの10年間の市全体のまちづくりの方向性を示す計画。

◆耐震性能

水道施設耐震工法指針・解説2009年版より、水道施設が備えるべき耐震性能は、厚生労働省令（水道施設の技術的基準を定める省令）の規定を満足するものとし、耐震性能1、耐震性能2、耐震性能3の3段階に区分される。耐震性能の定義は以下のとおりである。

耐震性能1	地震によって健全な機能を損なわない性能。（水密性を確保し、地震発生直後においても機能回復のための修復を必要としない）
耐震性能2	地震によって生じる損傷が軽微であって、地震後に必要とする修復が軽微なものにとどまり、機能に重大な影響を及ぼさない性能。（ひび割れの修復等、原状回復のために軽微な修復を必要とする）
耐震性能3	地震によって生じる損傷が軽微であって、地震後に修復を必要とするが、機能に重大な影響を及ぼさない性能。（構造的な損傷が一部にあり機能回復のために断面修復等を必要とする）

◆耐震性非常用貯水槽

地震対策として応急給水を確実に実施するために、地震時の外圧などに対し、十分な耐震、耐圧設計によって築造された飲料水を貯留する施設。

◆滞留時間

水が配水タンク又は配水池に留まっている時間。

◆ダウンサイジング

水道施設の規模、機能を縮小すること。将来の水需要の動向にあわせて、適正な施設規模・機能の検討を行い、コスト面や維持管理面において最適な施設へと再構築する。

◆長期前受金戻入額

施設整備の財源として受け取った補助金等を、対象となる施設の減価償却に合わせて収益化するもので、現金を伴わない収益となる。

【 な 行 】

◆内部留保資金

減価償却費などの現金支出を伴わない支出や収益的収支における利益によって、企業内に留保される自己資金。

【 は 行 】

◆バックカスティング

将来を予測する際に、持続可能な目標となる社会の姿を想定し、その姿から現在を振り返って今何をすればいいかを考えるやり方。

◆伏流水

河床や旧河道などに形成された砂利層を潜流となって流れる水。

◆法定耐用年数

地方公営企業法施行規則により定められた、減価償却積算を行うための会計制度上の年数。法定耐用年数を経過すると「経年化資産」となり、更新の対象として区分けされる。

【 や 行 】

◆有形固定資産

固定資産のうち物としての実態をもつものをいう。これには、土地のように年月の経過によってその価値が減少しないもの、建物、建築物、機械などのように損耗などによって価値が減少していく償却資産、建設途上の未完成施設のように完成するまで償却が行われない建設仮勘定がある。

◆有効率

有効水量^{*}を配水量で除したもの(%)。水道施設及び給水装置を通して給水される水量が有効に使用されているかどうかを示す指標であり、有効率の向上は経営上の目標となる。

※有効水量：量水器で計量された水量など、使用上有効とみられる水量。

◆有収率

有収水量[※]を配水量で除したもの(%)。浄・配水場から送った水量に対し、料金徴収の対象となった水量の割合。

※有収水量：料金徴収の対象となった水量。

【 ら行 】

◆利益剰余金

企業の営業活動の結果、生じた利益を源泉とする剰余金。

◆粒状活性炭

炭素系物質からなる吸着剤の一種で、異臭味や原水の有機物汚染が長期間または常時問題となるような場合に、有機物を除去するために用いられるもの。

入間市新水道ビジョン策定の経過

年	月	内 容
平成27年 (2015)	10月	入間市上下水道審議会 委員15人を委嘱する ・ 委嘱状の交付 ・ 正・副会長の選出 ・ 上下水道審議会の運営等について ・ 入間市水道ビジョンの見直しについて
平成28年 (2016)	3月	入間市上下水道審議会を開催する ・ 『入間市新水道ビジョンの策定について』諮問する
	6月	入間市上下水道審議会を開催する ・ 入間市新水道ビジョンの概要について
	9月	入間市上下水道審議会を開催する ・ 「第1章 新水道ビジョンの策定趣旨と位置付け」について ・ 「第2章 水道事業の現状と課題」について ・ 「第3章 将来の事業環境と課題」について ・ 「第4章 将来の水道」について ・ 「第5章 推進する施策」について
	10月	入間市上下水道審議会を開催する ・ 「第6章 経営見通し」について ・ 「第7章 進捗管理と見直し」について
平成29年 (2017)	11月	入間市上下水道審議会を開催する ・ 「第6章 経営見通し」について ・ 「第7章 進捗管理と見直し」について ・ 入間市新水道ビジョン(原案)全体について
	1月	パブリックコメント開始
	2月	パブリックコメント終了
		入間市上下水道審議会を開催する ・ 入間市新水道ビジョン(原案)全体について ・ 答申書の内容について
	3月	『入間市新水道ビジョンの策定について』答申を受ける 『入間市新水道ビジョン』を決定する

入間市上下水道審議会委員名簿

任期:平成27年10月1日～平成29年9月30日

選出区分	氏 名	備 考
知識経験者	難 波 博	会 長
	村 上 哲 司	副会長
	奥 井 利 幸	委 員
	荒 井 正 武	//
	宮 岡 誠	//
	寺 井 裕 昭	//
上下水道使用者	澤 田 平 司	//
	小 堀 八千代	//
	林 恵 子	//
	竹野谷 久 江	//
	坂 本 悦 子	//
	上 野 菜津子	//
	森 谷 秀 一	//
	相 葉 学	//
	若 色 房 夫	//

※敬称略、順不同

入水給発第 169 号

平成28年3月29日

入間市上下水道審議会

会 長 難 波 博 様

入間市長 田 中 龍 夫

入間市新水道ビジョンの策定について（諮問）

入間市上下水道審議会条例第2条に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

入間市新水道ビジョンの策定について

2 諮問の趣旨

国が示す取組指標を取り入れ、事業環境の変化に速やかに対応できることを目的とした「入間市新水道ビジョン」を策定するため、上下水道審議会に意見を求めるものです。

平成29年3月6日

入間市長 田中 龍夫 様

入間市上下水道審議会
会 長 難 波 博

入間市新水道ビジョンの策定について（答申）

平成28年3月29日付け入水給発第169号で諮問のありました入間市新水道ビジョンの策定について、当審議会は慎重かつ精力的な審議を行いました。

市の水道事業を取り巻く事業環境は、人口減少による給水収益の減少や、持続的な事業運営に必要な施設の老朽化対策のための投資費用の増加など、厳しさを増すものと見込まれます。

しかしながら、どのような厳しい事業環境にあっても、「水道」は市民生活に欠かすことのできないライフラインであることから、本ビジョンは50年先を見据え、施策や事業を推進することで、次世代も含めた市民に安全安心な水がいつでも、どこでも供給できることを目指す内容としました。

つきましては、今後10年間の水道事業の取組として、別添のとおり「入間市新水道ビジョン」をもって答申といたしますが、下記のことに配慮し、本ビジョンの施策や事業を推進することを要望します。

記

- 1 「安全」「強靱」「持続」の3つの観点から、「いつ飲んでも安全な水道」「災害に強い水道」「未来につながる信頼される水道」の3つの理想像の実現のため、最大限努力すること。
- 2 本ビジョンに盛り込んだ事業については、市を取り巻く事業環境の変化へ柔軟に対応するとともに、事業の進捗状況に留意しつつ取り組むこと。
- 3 経営の改善・合理化を一層徹底し、安定した事業運営を目指すこと。
そのうえで、将来経営の健全性を維持できなくなった場合に必要となる水道料金改定については、市民生活に及ぼす影響が大きいことから、慎重に検討し、当審議会において十分な協議を経た上で進めること。

入間市新水道ビジョン

平成29(2017)年3月発行

入間市上下水道部

〒358-8511 埼玉県入間市豊岡一丁目16番1号

TEL:04-2964-1111

FAX:04-2965-2215

ホームページ：<https://www.city.iruma.saitama.jp/>

入間市新水道ビジョン

